

6. 『日本古典文学大事典』第四卷（岩波書店・一九八四）「太平記」の項による。
7. 加美宏「中世における「太平記読み」について―『蔭涼軒日録』の記事を中心に」（『軍記と語り物』昭和四七年三月）による。
8. 前掲『日本古典文学大事典』第四卷「太平記」の項による。
9. 『ジャパン・クロニック日本全史』は『融通念仏縁起』に描かれた「路傍の猿回し」の絵を掲出して、次のような説明を付している。

このころ、猿楽・あるき白拍子・あるき御子（巫女）・鉦叩き・鉢叩き・あるき横行・猿飼など、いわゆる「七道の者」とよばれる下層の芸能者たちが都の人々に娯楽を与えていた。彼らは奈良・興福寺に属する五か所十座の声聞師（芸能民の支配下）にあり、猿飼（猿回し）は飼いならした猿に芸をさせて人々から米銭を乞うていた。
10. 『中世地域社会の歴史像』（阿吽社・一九九七）所収。丸山竜平氏のご教示による。
11. 丸山竜平氏のご教示による。
12. 『狂言辞典―事項編』（東京堂出版・一九七六）や『岩波講座 能・狂言』Ⅷ狂言鑑賞案内（岩波書店・一九九〇）など。

うかは不詳である。あくまで、可能性の一つにすぎないけれども、少なくともこの時点で成立していても不思議でない狂言だとは言えよう。

ちなみに、『七十一番職人歌合』の「せんじものうり」には、次の二首の歌が記されている。

あたひなきよるをはいか、せんじ物月みあそひにかふ人もがな  
思ひわひさてもいか、はせむしもの恋のやまひの葉ならねは

この「月みあそひ」(月見遊び)を「山鉾の稽古」に変えれば、そのままこの狂言の設定となろう。消極的な傍証ではあるが、そのことも、この狂言との近似性を感じさせる。

## 六、むすび

私は近年、南北朝時代の約六十年間(一三三六〜九二二)の文化状況が、思いのほか活況であることに気付き、意外の感に打たれている。

能楽の大成に大きく関与する観阿弥と二条良基の生存期間が概ねこの時期に収まるのを初めとして、平曲およびそのテキスト(覚一本)の大成者の明石覚一、『太平記』の作者として取り沙汰される小島法師、五山文学の秀才義堂周信・絶海中津などの生存期間も、まさにこの時期なのである。義堂周信と絶海中津の詩作品は、本場中国の秀作に比しても遜色ないという。さらに、世阿弥の活躍も始まっているし、『徒然草』の兼好や禅寺庭園で知られる夢窓疎石の晩年もここに含まれる。

まさに綺羅星のごとき優れた人材の輩出と文化創出の時代と言つてよい。この時期に続くのが北山文化の時代である。金閣寺に代表

される北山文化は足利義満の名と共に高く評価されている。しかし、量的にはむしろ南北朝の方が活況を呈しているように、私には思える。たぶん、南北朝期の諸種のポテンシャルが北山文化に結実するのであろう。

この南北朝期を日本の文芸復興期＝ルネサンスと呼んでもよいのではないかとさえ、私はひそかに思い始めているが、そういう時代認識はあまり聞かない。そもそも「南北朝文化」などと、この時期を特定して呼ぶことすらない。南北朝争乱の混乱期で文化創出どころではなかったというのが、おそらく一般的な常識であろう。

では、なぜ、そういうことがあり得たのか。そのエネルギーはどこから生じたのか。たぶん鎌倉後期における南宋文化の吸収と刺激が一因かと思われるが、それはともかくとしても、南北朝期を再評価する目で狂言の成立状況を考えてみる必要性を、私は感じている。

## 注

1. 石川登志雄「丹後国分寺建武再興縁起について」(郷土資料調査報告)第五集、府立丹後郷土資料館(一九八四)に翻刻がある。また、田口和夫「能・狂言研究―中世文芸論考」(三弥井書店・一九九七)に、これを引用した論考がある。
2. 『日本庶民文化史料集成』第二卷(三一書房・一九七四)に翻刻がある。
3. 本文中の曲名表記は尊経閣文庫本を底本とした『岩波講座 能・狂言』Iによる。
4. 『東海能楽研究会年報』第十一号、二〇〇七。
5. 引用は日本古典文学大系『太平記』(岩波書店・一九六〇〜一九六三)による。以下、『太平記』の引用は同様。

ことであろう。

その推定が正しいなら、「通円」の成立は、東寺に門前茶屋が最初に出現した応永十年（一四〇三）に近い頃ではないかという仮説が成り立つことになる。

よく知られているように、「通円」は能「頼政」のパロディであるが、「頼政」は『世子六十以後申楽談儀』に世阿弥の作と見える曲である。また、それよりも古い世阿弥の伝書『三道』にも見える。『三道』の成立は応永三十年（一四二三）だから、「頼政」がそれ以前の成立であることが明らかである。

仮に、「頼政」が世阿弥壮年期の四十歳頃の作品とするなら、一四〇三年頃という計算になる。「通円」はそのパロディとしてその直後に成立しているとすれば、前述の一四〇三年前後成立という仮説にぴったり符合することになる。これを偶然もしくは恣意的な一致と片づけるのは簡単だが、そうではない可能性も考えておきたい。

なお念のために付け加えるなら、「通円」は『札河原勦進猿楽日記』に記されていないが、それはそのときに演じられなかったことを示すだけである。その時点で、存在しなかったことを意味するわけではないことは言うまでもない。

## 五、「煎物」成立の背景

狂言「煎物」は、町内の人々が山鉾の稽古をしているところへ煎じ物売りがやってきて煎じ物を勧めるというものである。

煎じ物とは、「珍皮・乾薑・甘草などを煮つめて作る薬湯の一種」（『狂言辞典―語彙編』東京堂出版・一九六三）である。

この狂言の関連知識としてすでに知られていることであるが、室町時代の『七十一番職人歌合』には街角の煎じ物売りが描かれている（**図版3**）参照。その絵の担い棒の両端には、煎じる釜と、葉草を入れたらしい桶がぶら下がっていて、狂言「煎物」のシテの姿によく似ている。その指摘は『岩波講座 能・狂言』Ⅶ（岩波書店・一九九〇）にもある。この狂言は、当時の風俗を反映したものと考えてよいであろう。

『七十一番職人歌合』は成立が未詳であるが、『明応職人歌合』とも称されることから、いちおう明応年間（一四九二―一五〇一）前後の状況と考えれば、その頃に成立した可能性のある狂言と考えることもできよう。

もちろん、煎じ物売りという職業がその頃に限定されるものかど



〔図版3〕『七十一番職人歌合』に描かれた「煎じ物売」

四月、京都東寺の門前で茶を商う道覚という人物が、東寺に対して請文(誓約書)を出し、茶店の営業を許可されたという事実が紹介されている。

この道覚の属性は、限りなく通円に近い。まず、参詣の客を見込んで寺院門前で茶を商うという点が、通円と共通する。

道覚のこの事実は、『東寺百合文書』に収められている「南大門一服一銭請文」なる文書によって判明することである〔図版2〕参照。その文書本文は次のとおり。

謹請申 南大門前一服一銭茶買人条々

- 一 如根本、令居住南河縁、雖為片時、不可移住門下石階辺事、
  - 一 鎮守宮仕部屋、雖暫時不可預置茶具以下事、
  - 一 同宮并諸堂香火不可取事、
  - 一 灌頂院關伽井水不可汲事、
- 右条々、雖為一事、令遠越者、速可被追却寺辺、仍謹所請申  
状如件、

応永十年四月 日

道覚(花押)

八郎次郎(花押)

道香後家(花押)

要するに、次の四点を条件に営業が許可されたということである。

- ① 門前付近に居住しないこと。
  - ② 門内に茶道具類を預け置かないこと。
  - ③ 寺院内の香火を使用しないこと。
  - ④ 寺院内の關伽井(井戸)の水を使用しないこと。
- 門前付近に居住するなどというのは、つまりその場所を茶を商うた

めだけに使用せよということである。平等院前の宇治川で臨時に茶を点てたという「通円」のシテの行為に限りなく近いであろう。

東寺における道覚の茶店営業許可の一件は、上島有ほか『東寺百合文書を読む―よみがえる中世―』(思文閣出版・一九九八)や前掲『ジャパン・クロニック日本全史』でも紹介されており、後者によると、同様のことが、応永十八年(一四二二)にもあったという。大夫二郎という人物がやはり東寺に誓約書を出し、営業許可を受けているのである。

さらに、京都市史編さん所『京都の歴史』第三卷(一九六八年)には、次のように記されている。

応永十一年(一四〇四) 東寺南大門前にいた茶売りの道香後家と、八郎次郎の二人は、火鉢や道具を、乞食に預けおき、その乞食の不始末で南大門の脇はすでに火事になるところであったという。

その典拠は未確認であるが、応永年間における東寺門前の茶屋が繰り返し現れたことを裏づけるものである。

このように、寺院門前で茶屋を商う事実があつてこそ、「通円」という狂言の設定もリアリティーを持つてくる。それがなくては作り得ないというわけではもちろんないし、それらの人物が通円の直接のモデルではないかもしれない。しかし少なくとも、それらの事実があることによって、「通円」という狂言が作りやすい、もしくは作る動機になりうるとは言えよう。

さらうがって考えるなら、門前の臨時茶屋が出現し始めた頃の方が、その設定に観客が大きな反応を示すとも言える。新しい社会現象の舞台化は観客の反応を得やすい。そういう狙いで作られた可能性は、現代喜劇であつた当時の狂言ならばこそ、大いにあり得る

『融通念仏縁起』は融通念仏宗の普及と勧進を目的として、開祖良忍の行状と融通念仏の功德を説いた絵巻である。のち伝写本が次々に生まれたようだが、その原本は正和三年（一二三二）に作られている。つまり、一三〇〇年代初頭に猿回しが都ではやっていたことの証左であろう。また『ジャパン・クロニック日本全史』（講談社、一九九二）の取り上げ方（三二九頁）は、それが大道芸として、その当時の新しい傾向だったという認識のようである<sup>(注9)</sup>。

道誉の事件の直前にそういう状況だったということは、猿引きを素材にした狂言が作られるにふさわしい環境が、事件当時整っていたと見てよいであろう。

前掲『糺河原勧進猿楽日記』に「サルヒキ」という名で記された



〔図版1〕『融通念仏縁起』に描かれた路上の猿飼

曲は「鞆猿」のことと考えられ、寛正五年（一四六四）以前に存在したことはほぼ確実である。「人間川」同様、それより二三十年ほどさかのぼる時点で、すでに成立していた可能性は大きいと見ておきたい。

#### 四、「通田」成立の背景

狂言の「通田」は、平等院門前の宇治橋で大茶を点でて亡くなった茶売りが主人公（シテ）である。そのモデルに近い存在かと思われる人物を、室町初期に見出すことができる。

吉村亨「一服一銭と門前の茶屋」<sup>(注10)</sup>によれば、応永十年（一四〇三）



〔図版2〕『東寺百合文書』所収「南大門一服一銭請文」

## 三、「鞆猿」成立の背景

「鞆猿」は、道中、猿引きに出会った大名が、猿の皮を鞆に巻きたいからよこせと強要することからストーリーが展開する狂言である。

猿皮を巻いた鞆を用いたという実例は、いわゆるばさら大名で有名な佐々木道誉のエピソードとしてよく知られている。

暦応三年(一三四〇)、道誉が天台宗の妙法院に狼藉をはたらき、延暦寺衆徒の訴えで出羽に流罪になった。このとき、一行の鞆に猿皮が使われていたというのである。

この話は『太平記』二十一巻に記されている。すでに知られていることだが、確認のために引用しておく。

：四月十二日ニ三社ノ神興ヲ御帰座成シ奉テ、同廿五日道  
 誉・秀綱ガ配所ノ事定テ、上総国山辺郡へ流サル。道誉近  
 江ノ国分寺迄、若党三百余騎、打送ノ為ニトテ前後ニ相順フ。  
 其ノ輩ニ悉猿皮ヲウツボニカケ、猿皮ノ腰当ヲシテ、手毎ニ  
 鶯籠ヲ持セ、道々ニ酒肴ヲ設テ宿々ニ傾城ヲ弄ブ。事ノ  
 体尋常ノ流人ニハ替リ、美々敷ゾ見ヘタリケル。是モ只公家ノ  
 成敗ヲ軽忽シ、山門ノ鬱陶ヲ嘲弄シタル翔也。

猿は日吉神社の使いである。つまり、猿の皮を鞆にかけたという道誉の行為は、日吉神社と一体の延暦寺に対する示威行為だったというわけである。

このことが「鞆猿」の関連で引用されるのは、当時そういうこと

が実際にあったという例示のためである。この狂言の典拠としての説明ではなく、ほかにもそういうことがあった、または一般的なことだったということを示すために用いられる。しかし、この一例をもって、猿の皮を鞆に巻くことが一般的だったと言えるであろうか。猿が日吉神社山王権現の使者であるという認識は、当時の社会的常識だったと考えられるので、それを鞆に巻くなどということは、神をも恐れぬ狂気の沙汰とも言えよう。それは通常はありえないことと見なければなるまい。

つまり道誉の行為は、むしろ極めて異例なことであったわけであり、だからこそ、そうすることで権力に反抗する意思表示の意味があったのである。そうでなければ示威的な効果はありえず、『太平記』の作者もわざわざ書き記すことはなかったであろう。

この事件は、おそらく当時の社会的トピックスとして喧伝され、瞬く間に流布したにちがいない。

狂言「鞆猿」はその状況の中で、人々の記憶が失せないうちに時事的即興性もしくは風刺的面白さをねらって作られたと見るべきではないか。人の噂も七十五日というが、三ヶ月もすれば世間から忘れられてしまうのが常である。この狂言は道誉の事件があった一三四〇年四月下旬から数ヶ月以内に成立した可能性が濃厚であると見ておきたい。つまり、「鞆猿」の舞台を見れば、道誉のことがすぐさま連想できるという時間的範囲である。その推定が正しければ、まさに南北朝まったただ中の成立ということになる。

また、この説の補強として、路上の猿飼(猿回し)つまり猿引きの絵が『融通念仏縁起』に描かれていることを指摘しておきたい(図版1)参照。

貞将<sup>サダメマサ</sup>二、五万余騎<sup>サシソウヘ</sup>ヲ差副<sup>サシソウヘ</sup>テ、下河辺<sup>シモカウベ</sup>ハ被<sup>カケ</sup>下<sup>カケ</sup>ル。(中略) 武蔵・上野<sup>ウチノ</sup>兩國ノ勢六万余騎<sup>サシソウヘ</sup>ヲ相副<sup>サシソウヘ</sup>テ、上路<sup>カミミチ</sup>ヨリ入間河<sup>イルマガハ</sup>ハ被<sup>カケ</sup>向<sup>カケ</sup>。是ハ水沢<sup>ミヅサキ</sup>ヲ前<sup>マエ</sup>ニ当<sup>オウ</sup>テ敵<sup>コトエ</sup>ノ渡<sup>ワタ</sup>サン処<sup>トコロ</sup>ヲ討<sup>ウチ</sup>ト也。(中略) 同<sup>ドウ</sup>十一日<sup>ユヅリ</sup>ノ辰刻<sup>タチシバ</sup>ニ、武蔵<sup>ブツサ</sup>国<sup>クニ</sup>小手<sup>コテマサ</sup>差原<sup>サハラ</sup>ニ打臨<sup>ウチツク</sup>給<sup>ミ</sup>フ。(中略) 義貞<sup>ヨシタカ</sup>忽<sup>タチマ</sup>ニ入間河<sup>イルマガハ</sup>ヲ打渡<sup>ウチワタ</sup>テ、先時<sup>マツトキ</sup>ノ声<sup>コエ</sup>ヲ揚<sup>アゲ</sup>、陣<sup>マツ</sup>ヲ勸<sup>ス</sup>メ、早矢合<sup>ハヤヤハセ</sup>ノ鏑<sup>カサ</sup>ヲ射<sup>イ</sup>サセケル。(中略) 二百騎<sup>ヒヤクニ</sup>・三百騎<sup>サウバク</sup>・千騎<sup>チノリ</sup>・二千騎<sup>ニノチノリ</sup>兵<sup>ヘイ</sup>ヲ添<sup>ソベ</sup>テ、相戰<sup>アヒタタケ</sup>事<sup>コト</sup>三十度<sup>サウジツ</sup>ニ成<sup>ナリ</sup>リシカバ、義貞<sup>ヨシタカ</sup>ノ兵<sup>ヘイ</sup>三百余騎<sup>サウバクニ</sup>被<sup>カケ</sup>討<sup>ウチ</sup>、鎌倉<sup>カマクラ</sup>勢<sup>セ</sup>五百余騎<sup>イハヤクニ</sup>死<sup>シ</sup>シテ、日巳<sup>ヒツ</sup>ニ暮<sup>ク</sup>ケレバ、人馬<sup>ヒトウマ</sup>共<sup>トモ</sup>ニ疲<sup>ツカ</sup>タリ。軍<sup>イクサ</sup>ハ明日<sup>アス</sup>ト、約諾<sup>ヤクダク</sup>シテ、義貞<sup>ヨシタカ</sup>三里<sup>ヒサシロ</sup>引<sup>ヒキ</sup>退<sup>シ</sup>テ、入間河<sup>イルマガハ</sup>ニ陣<sup>マツ</sup>ヲトル。

つまり、入間川は鎌倉幕府滅亡に直接結びつく重要な拠点となつた場所であり、そのことが『太平記』を通じて知られていたのである。『太平記』を読み聞かせたり講釈する芸能は「太平記読み」として知られる。その発達は江戸時代になってからのことらしいが、室町時代にも物語僧によって語られていたことが、『蔭涼軒日録』や『後法興院記』の記事によって判明する。江見河原入道という物語僧が『太平記』を読み聞かせた記事が『蔭涼軒日録』に記されているのであるが、それは文正元年つまり一四六六年閏二月六日のことである。

この記録自体は、「入間川」という狂言曲名が初めて記された『乳河原勸進猿楽日記』の寛正五年（一四六四）より二年遅れる。しかし、少なくともその時点において、『太平記』がいかにかに広く享受されてきたかを示すものであろう。

その証拠に、それより百年ほども遡る応安・永和の頃（一三六八～一三七九）に、『太平記』が一般に流布していたことを示す資料が複数報告されており、またそれを根拠に、『太平記』の成立を応

安末年から永和年間とする説が有力である。<sup>(注8)</sup>

『太平記』の成立事情、つまりどのようにして出来上がったかについては、必ずしも明らかでないものの、『平家物語』同様、世間に流布していた合戦譚を収集して結実したような要素もあるとするなら、成立以前に語られていた話もあると考えてよいであろう。つまり、入間川という地名が一般に流布するよすがが、『太平記』の成立に付随してあり得たということである。

いずれにせよ、新田義貞の軍功説話は、ほとんど同時進行で世間に伝えられたと見るのが自然であろう。つまり、入間川という地名は、新田義貞の鎌倉幕府攻略の手柄話の中で、南北朝期から繰り返し語られていたことが推測されるのである。それが「入間川」成立に関与していると考えてよいのではないか。そうでなければ、関東の一地方の小さな地名が狂言の舞台およびその曲名になりえないであろう。

その推測が正しいなら、狂言「入間川」の成立が南北朝期にまで遡れる可能性が出てくるわけである。もちろん、太平記読みとして流布した後世のいつの時点でも可能ではある。しかし、即興的喜劇の要素の強かった時代の狂言としては、入間川という地名が生々しく語られていた時点で取り入れたと考える方が、はるかに蓋然性は高いと見るべきであろう。

前述したように、「入間川」は、その曲名が記された『乳河原勸進猿楽日記』の成立の寛正五年（一四六四）の時点で存在したことは疑いないが、実際はそれよりはるか以前の南北朝期、それもおそらくは初頭において、すでに成立していた可能性が高いと見ておきたい。

いちおうこれらの曲も含めば、現行の狂言に直結するものは十八曲ということになる。

しかし、これらの狂言のすべてが、同時にこの時作られた新作だったとは、もちろん考えられない。多くはそれより以前から長い時間をかけて作られてきたと見るべきであるが、では、それらの狂言はいつ頃成立したのであるのか。

現在のところ、能・狂言の関連資料にそれを直接証明するものが見あたらないわけであるが、それなら、当時の社会事象から、傍証的にその徴証をさぐり出すことはできないだろうか。その方法論で作品の成立時期を論究しようとするのが、本稿の意図である。

なお、このテーマに関して以前、思いつき程度に略述したことがあるが、改めて詳しく論じてみたい。

## 二、「入間川」成立の背景

狂言「入間川」は、長らく在京して勝訴した東国の大名主従が帰国する途中、入間川にさしかかり、逆さ言葉で問答するというものである。逆さ言葉とは、例えば「ある」を「ない」というような、肯定・否定を逆に表現するというものである。

入間川は、秩父に発して埼玉県南部を流れる川であり、またその流域、現在は入間市や入間郡になっているあたりの地名でもある。『狂言辞典―事項編』「入間川」の項には、「昔、帰化人の部落のあったこのあたりには、逆言葉が使われたらしい」と説明されている。入間川が舞台に用いられたのは、おそらくそういうことが背景になっているのであろう。

しかし、それにしても一般的な知名度はさほど高くない地名であ

(一)

る。交通機関が発達して時間的距離が短縮された現在でも、入間市または入間郡と聞いてその場所が特定できる人は、関東圏の人を除けばごく少ないと思われる。まして、中世に狂言が上演されていた京都界隈から見ても、入間川は「はるか遠国の」縁遠い地名だったはずである。

狂言「入間川」のシテである東国の大名は、和泉流三宅派の場合、「はるか遠国の大名」と名乗り、入間川にさしかかって、「これは上りにも有った川かいなあ」と太郎冠者に聞く。しかし、太郎冠者も答えられない。つまり、それぐらいマイナーな存在の川という設定で作られている。それが、中世の京都を中心とする狂言作者または観客の、通常の印象だったにちがいない。

狂言作者がそういう耳慣れない地名をあえて採用したというのは、何かほかの理由があったと考えた方が自然であろう。帰化人の居住地という理由だけなら、至近の畿内にこそたくさんあっただろうし、また入間地域の方言だけが特別に認識されていたとも考えにくい。

実は、鎌倉最末期に、入間川という地名がクローズアップされた事件が起きている。そのこととの関連を考えてみたい。

元弘三年(一一三三)五月、上野国で鎌倉幕府打倒の兵を挙げた新田義貞は、同月一〇日、武蔵国入間川に布陣した。翌日から鎌倉に向かって南下。進撃の度に勝利を収めて勢力を拡大し、二二日、ついに鎌倉幕府を滅亡させるのである。

その入間川布陣の場面を『太平記』巻十は次のように描写している。<sup>(注)</sup>

同(五月)九日軍ノ評定有テ翌日ノ巳刻ニ、金沢武蔵守

## 南北朝期・室町初期における狂言作品成立の可能性

林 和利

### 一、はじめに

狂言は室町時代に成立した喜劇とされるが、その淵源をたどれば、奈良時代に唐から伝わった散楽に行き着くとするのが通説である。つまり、散楽の中の物真似芸が発達して、平安時代の猿楽に見られる滑稽物真似芸となり、それが狂言的な寸劇に発展してきたものと考えられている。

しかし、平安時代の記録に記された猿楽と室町時代の狂言との間に、共通する演目はない。したがって、作品としては鎌倉時代もしくは南北朝から室町初期にかけて生成した可能性が考えられるわけだが、その時代の演目は、全くと言ってよいほど不詳である。

現在報告されている狂言の初出文献は、建武元年（一三三四）の『丹後国分寺建武再興記』<sup>(注1)</sup>である。その中に、

二番 咲 覚空房 寂浄房  
楽順房

と記されている。「咲」は「をかし」で、それが狂言を意味すると考えられるからである。

鎌倉幕府が倒れて南北朝期に突入する、まさにその年に狂言の存

在が記録されたわけである。このことや世阿弥の『習道書』の記述などから、南北朝から室町初期を狂言の成立期と考えるのが通説である。

南北朝期の狂言作品の存在を示す他の資料は、観応三年（一三五二）の『周防国仁平寺本堂供養日記』<sup>(注2)</sup>に記された「狂言山臥説法」のみである。ところが、「山臥説法」という名称から連想される現行の狂言作品は見いだしがたい。つまり、現在上演されている狂言の作品に直接結びつくこの時期の資料は皆無なのである。

現行の狂言に直接関連する曲名の記録は、室町中期の寛正五年（一四六四）『紀河原勸進猿楽日記』まで待たねばならない。そこに初めて、「鉢叩」「八幡前」「伊文字」「三本柱」「朝比奈」「茶麩座頭」「若和布」「入間川」という現行と同じ狂言曲目が記されている。<sup>(注3)</sup>

また、同じではないが、おそらく現行狂言の古名か別名と考えられているのが、「三ノ丸長者」（三人長者）、「サルヒキ」（靛猿）、「カクレミノ」（隠れ笠または居杭）、「懐中」（懐中髻）、「ヒゲカイタテ」（髭櫓）、「鬼ノマメ」（節分）、「ギシヤク」（磁石）、「カラカサノ秀句」（秀句傘）、「ワラウチ」（縄綱か太刀奪）、「餅クイ」（業平餅）である。  
（一） 内が現行曲名である。